

我が国における情緒障害教育の歴史的経過

－情緒障害児短期治療施設から情緒障害特殊学級の成立にかけて－

岡 輝彦
(山梨県立総合教育センター)

はじめに

我が国の情緒障害児教育は、病院内学級、情緒障害児短期治療施設内の分教室、通常の小・中学校内に設置される情緒障害特殊学級及び情緒障害通級指導教室、知的障害養護学校がその主な教育の場になっている。本論では、病院内学級、情緒障害児短期治療施設内の情緒障害教育のための分教室、小学校における情緒障害特殊学級を中心にその成立の歴史的背景を概観し整理を試みる。

I 情緒障害児短期治療施設内での情緒障害教育のはじまり

1. 情緒障害児短期治療施設の成立

情緒障害児短期治療施設（以下、「情短施設」という。）ができるようになった契機は、1960年（昭和35年）8月に出された中央児童福祉審議会の厚生大臣への答申（児童福祉行政の刷新強化に関する意見）による。この答申を受け、1961年（昭和36年）に行われた児童福祉法の一部改正によって、情短施設が設置されることになった。“我が国において、情緒障害児のための学級が、最初にできたのは昭和36年のことであつた。この年、児童福祉法の一部改正により、児童福祉法による新しい種類の施設として、情緒障害児短期治療施設（以下情短施設と呼ぶ）が発足した。（～中略～）古い児童福祉法の施設の概念をやぶっていた。第一には、施設内に、もよりの学校の分校の形式をとって、必ず学級を設けることにしたこと。セラピストと称する新しい職種を設けたこと、などがあげられる。内容的には、このセラピストによる心理治療、保母・指導員による生活指導、ならびに、施設内学級の小集団による教育、この三つを処遇の柱とする、というのがこの施設のねらいであつた。”¹⁾と玉井ら（1974）が述べているように、保母・指導員による生活指導と並んで、セラピストと呼ばれる新しい職種を設け、心理療法を行うということ、また施設内学級における教育を行うということが、この施設の特徴として挙げられている。つまり、心理療法、生活指導、に並び小集団による教育が情緒障害といわれる子どもたちへの対応の柱として位置づけられたことは重要な意味をもつといえる。

2. 情緒障害児短期治療施設内での情緒障害教育

次に、情短施設の中での教育について概観する。情短施設内で行われる教育の根拠は児童福祉法第48条に依る。

“第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならない。”

(昭和22・12・12・法律164号)

情短施設内での教育は、児童福祉法の中で他の施設と並び、位置づけがされているわけであるが、前述した玉井ら(1974)¹⁾によれば、情短施設は、それまでの児童福祉法の施設と比べて教育を処遇の柱の一つとして位置づけたことが画期的であると述べられている。しかし、児童福祉法第48条から読み取れることは、施設に入所している子どもたちについては、その施設の長が学校教育法に規定されている保護者に準じて就学させなければならないということである。入所している子どもたちへの教育が情短施設の処遇の柱として重要な意義があるということについて、玉井ら(1974)¹⁾は次のようにも述べている。

“古い児童福祉法の施設の中にも、学級を設けたという例はないではなかったが、それはむしろ消極的な形であって例えば、病弱のために通学が困難といった子どもたちに対して、作られてきたものであった。それに対して、この情短施設においては、施設内学級の教育を、積極的に処遇の柱の一つに組み入れたわけである。”

入所している子どもたちの療育に対して、心理治療、生活指導と並び、積極的に教育を活用しようと考えたのが情短施設の特徴ということができるのであろう。しかし、“ただ、この施設が、すでに述べたように、短期に治すことをめざしているがために、そこに収容された子どもたちは、比較的軽い障害を持った子どもであった。したがって、教育の特殊性というものをどこに求めるのかが、最初のうちは、あまり明瞭ではなかった。しかも、特殊教育の中に明確な位置づけをもたず、さりとて、普通の教育ができるわけでもなかったため、多少の混乱や困難が生じるのもやむを得なかった。”と玉井ら(1974)¹⁾が述べているように、心理治療、生活指導と並んで処遇の三本柱の一つとして施設内学級による教育が示されていたわけであるが、比較的軽度な子どもらを対象としていたが故に、その教育の特殊性の根拠の明確性に欠けていた。その背景には、「情緒障害」の概念の曖昧性やその教育内容についての不明確さが存在していたと考えられる。

II 情緒障害を対象とした病院内学級のはじまり

1. 国立国府台病院院内学級の開設

精神科の中に児童病棟を独立させ、その中に病院内学級を設けるということは、昭和30年代の終わりから40年代の初めごろから始まってきた。しかし、玉井(1981)²⁾によると、それよりも古く、昭和20年代半ばに事実上そのような学級が存在したとされている。

それは、終戦とともに陸軍の病院から厚生省に移管され国立病院となった国府台病院の中であった。その学級に入っていた子どもたちは、玉井の記述によると、“入っている子どもたちは、重度のてんかん、あるいは知恵遅れの子どもの大部分であった。”²⁾ とあるから、必ずしもそれが情緒障害特殊学級としての院内学級のはしりであったかどうか断言することはできない。しかし、戦後、国府台病院を中心に国府台精神衛生センターを立ち上げようという構想があり、病院内に社会事業部と児童部を設置しようという流れの中で、児童病棟を引き受けた高木四郎に関する記述の箇所でも玉井²⁾ が次のように述べていることに注目したい。

“高木は戦時中、北京の病院に勤務していた人で、それまで子どもの方に関係はなかった。というよりも、それまではわが国の精神科医が子どもに関係をもつことはきわめてまれであったのである。”

この記述からすると、昭和27年に創立された国立精神衛生研究所の技官として赴任した玉井は、少なくともそれまでの精神科医が子どもの精神的な疾患、またはそれと関係することに対して関係を持つことがまれであったと感じていた。精神科医の世界で、子どもたちに関心を示し、精神医療の中で児童部を設置したことを背景に考えれば、昭和20年代半ばに事実上存在したその学級は、現在の情緒障害特殊学級のはしりであったと位置づけてもよいのではないかと考えられる。ただし、この学級は、あくまでも法制度の裏付けが無かった存在であった。その根拠として再び玉井²⁾ の記述を引用すると、“ただその当時において、病院内に学級を設けるといっても周りの人の理解はほとんど得られなかった。なにしろ盲学校、聾学校の義務制が実施されて、まだ二、三年という時期であった。別の項で述べたように、三木安正らが文部省教育研修所の中に精神薄弱児の実験学校を設けようとして、それが制度にはばまれてやむなく品川区立大崎中学校の分教場の形で発足したのが昭和二十二年のことである。～中略～ 精神病院内の学級という発想が受け入れられる可能性はほとんどなかった。”³⁾ これらのことから、昭和20年代に設置されていたこの学級は、制度的に認められた学級ではなく、病院内のやりくりで設置された自主的に設置された学級であったといえるであろう。しかし、この学級で行われた教育実践が、後の病院内学級の必要性に役立ったことは容易に想像できる。

情緒障害児の教育を中心とした病院内学級が開設されたのは1965年（昭和40年）に千葉県市川市にある国立国府台病院内であった。⁴⁾ その学級は市川市立国府台小学校及び市川市立第一中学校の病院内学級として開設されている。1965年（昭和40年）に情緒障害教育が文部省の特殊教育の中のひとつとして取り上げられたことは、背景に自閉症を持つ親の会が活発に活動を始めたことが原因の一つであると想像できるが、⁴⁾ 当時、高度技術社会に移行しつつあるわが国の社会的な弊害としていわゆる情緒障害といわれる子どもたちがその数を増やしてきたことにたいする施策の一つであったのであろう。そのような時代背景の中、国立国府台病院の中に情緒障害特殊学級としての病院内学級が開設されたことは、意味深いことであった。

国府台病院の情緒障害特殊学級は、国府台病院児童精神科に中学校の教諭であった相本恒郎が訪れたことにそのきっかけを見ることができる。相本（1991）⁴⁾によると、

“…では精神分裂病の実像となると文献ではどうしてもつかみきれなかった。（～中略～）国府台病院児童精神科に渡辺位先生を訪れ、体験通院をさせて貰いたいと願った。（～中略～）ある日、渡辺先生から「入院している子ども達に勉強を教えて貰えないか」という話をいただいた。「学業の遅れは学校に復帰したときに好ましくないし、学習刺激を与えることは治療効果の上でものぞましい」と判断されていたようだった。”

と1963年（昭和38年）当時の様子が病院内学級開設二十五周年記念誌に記述されている。これをきっかけに相本による手探りの病院内学級での教育実践が短期間行われ、その翌々年の1965年（昭和40年）にその実績が認められ病院内学級が誕生したとされている。

以上、わが国で最初に情緒障害特殊学級として病院内学級が設置された国立国府台病院学級を歴史的視点から概観してきた。昭和20年代半ばにおける自主的な学級設置、昭和30年代の終わりの相本による実践、そのどちらも、立場は異なるが精神科医と教師の子どもに対する熱意の結果生まれた実践であった。精神科の医師として精神的な疾患を持つ子どもたちの育ちや生活を考えた対応と、その要請に教育者の立場として応えようとした教師の姿が見えてくる。情緒障害教育における医学と教育の連携の本質をこの歴史的経過に見出すことができるのではないだろうか。

Ⅲ 小学校における情緒障害特殊学級の設置

1969年（昭和44年）に東京都杉並区立堀之内小学校に情緒障害特殊学級が開設され、“緘黙の疑いのある者、自閉症の疑いのある者、精神病の疑いのある者、その他様々の行動異常のある者をその対象とした”⁵⁾ 情緒障害教育が小・中学校内で始まった。文部省は、1967年（昭和42年）の『児童生徒の心身障害に関する調査』の結果に基づき、1972年度（昭和47年度）から特殊学級設置10年計画を策定した。文部省刊行の『特殊教育百年史』⁵⁾によると

“情緒障害児の出現率は〇．四三％であるが、そのうち特殊学級で教育を受けることが望ましい児童生徒の出現率は、実態調査結果に基づき〇．〇六％とし、一〇年後の同五十六年度の対象者数は、九、八三〇人と推定した。設置計画に当たっては、二〇万以上の都市に情緒障害学級を設置することとし、特殊学級の編成設置が困難な地域に点在する該当児童生徒に対しては、専門教師による学校巡回指導方式を取り入れることを検討するとしている。”⁶⁾

この、0.06％という出現率を基に設置計画が立てられたということが、それ以後の情緒障害特殊学級の設置に影響を与えたと考えられるが、“計画では、毎年三三学級程度の設置を計画しているのに・・・”⁷⁾ と述べられている点からも、急速な設置は考えられ

ていなかった。しかし、実際は全国で1971年度（昭和46年度）から1975年度（昭和50年度）までの間に、77学級から528学級まで増加をしている。⁸⁾ 当初の予想をこえて、急速な学級増加をした。

その後、情緒障害特殊学級の混乱の一要因となるのが、情緒障害教育の範疇の中に自閉症といわれる子どもたちの教育を入れるのかということである。言い換えれば、最初につくられたとされる堀之内小学校の特殊学級は自閉症といわれた子どもたちを学校教育の場に受け入れるために作られたものであるから、⁹⁾ その学級を情緒障害教育の範疇に入れるのかということになる。このことについては、跡部欣二¹⁰⁾ は、第10回全国情緒障害教育研究協議会研究紀要『ひこばえ』の中で、この（情緒障害特殊学級という）名称を用いたのは、前述した文部省の『児童生徒の心身障害に関する調査』の障害種別の中に情緒障害に自閉症が含まれていたこと、さらに文部省担当部局との話し合いを反映したとしている。自閉症を情緒障害の範疇に入れたということは、当時、自閉症の定義が明確になっていなかったことが最初に考えられるが、なによりも自閉症といわれる子どもたちの教育の場の確保が優先されたのではないかと考えられる。またこの堀之内小学校内の特殊学級が開設された背景には自閉症といわれる子どもたちの親の会、担任教師の関心の高まりが要因と考えられる。

ここでは、「自閉症児親の会」（以下、「親の会」と呼ぶ）、「東京都公立学校情緒障害児教育研究会」（以下、「都情研」と呼ぶ）、「全国情緒障害教育研究会」（以下、「全情研」と呼ぶ）の発足過程の概略を述べ、情緒障害特殊学級成立過程を概観する一助としたい。

1. 「自閉症親の会」の発足

「親の会」発足に関しては、寺山(1989)が、『情緒障害学級の成立過程の比較研究』¹¹⁾において、東京都と大阪府における情緒障害特殊学級成立過程の比較の中で述べている。寺山によると、親の会の発足は東京が初めてではなく、大阪の方が2年早いとされている。以下に、寺山(1989)⁹⁾の先行研究を基に、親の会発足までの概略をまとめる。

昭和36年及び37年に神戸大学の黒丸正四郎の所に来所していたグループと大阪日赤病院に来所していたグループの合同親の会が大阪市で会合を行ったとされているが、それ以後、続かなかったようである。1965年（昭和40年）7月29日に自閉症児研究会が、大阪府の児童精神科医や心理学者を中心に開かれ、その席上で親の会結成がすすめられ、同年8月22日、澄川智氏を会長に大阪自閉症親の会が発足したとされている。一方、東京における親の会の発足については、横山(1968)が“愛育研究所における平井信義先生を中心とした週1回のカウンセリングの後、グループの母達はなかなか別れがたく、（～中略～）語り合うのであった。すなわち、幼稚園に入るときの苦労、目前に控えた学校問題、（～中略～）”¹²⁾と述べているように、“数人の自閉症児を持つ親たちが互いに協力する必要を痛感して私的なグループを作ったことがきっかけとなっている。”¹³⁾そこで、1966年（昭和41年）12月、愛育研究所、あすなる学園、慶応大学精神科、栄光幼稚園、武蔵野日赤、

東京医科歯科大などに子どもを通わせている母親たちが集まり、第一回の会合が文京区児童館でもたれた。この日の集まりの後、同じ日に会合を開いていた生活研究所、社会事業大学に子どもを通わせている母親達と合流し親の会に向けての取り組みの話がなされた。¹⁴⁾

続いて、翌1967年（昭和42年）1月15日、発足準備会が開かれ、同年2月26日に常陸宮殿下、同妃殿下をお迎えしての設立大会が開かれ¹⁵⁾、正式に「自閉症児親の会」として発足している。

2. 「東京都公立学校情緒障害児教育研究協議会」の発足

「東京都公立学校情緒障害児教育研究協議会」（以下、「都情研」という。）の前身は、1966年（昭和41年）7月に東京都渋谷区立大和田小学校において、自閉症といわれる子どもたちの担任者を集めた研究会として発足した「自閉症といわれた子の担任の会」（以下、「担任者の会」と呼ぶ）である。¹⁶⁾ この担任者会には16名の教師が参加している。この「担任者の会」の発足目的として、“治療の経過からみて子どもを教育の場におくことによって自閉性の寛解をはかる可能性を見出した治療者は、就学年齢に達した子どもの、それぞれの学校に出向いて、学校側の受け入れについて理解を図る努力をした。その結果、学校に就学した事例がいくつかずつ増していった。”¹⁶⁾ と自閉症といわれていた子どもたちが、就学猶予の状態から少しずつ学校教育へ参加したことを述べ、その上でこれらの子どもたちを受け入れた学校や担任が今まで自分たちが経験してきた教育方法、技術の範囲を越える事態に直面することがあったとし、これらの困惑が原動力となり、教師が自発的に参加した研究会だと位置付けている。

しかし、教師の必要性とは裏腹にこの「担任者の会」は“研究サークル的なものであり、公的な研究会として認められていなかったために組織的にも経済的にも不便や弱さが多かった。”¹⁷⁾ とされ、その運営は不安定な状況であったことが想像できる。このために、1967年（昭和42年）7月に開かれた第8回担任者会では、「東京都情緒障害教育研究会」の設立について話し合われた。¹⁸⁾ これらの経過を経て、1967年（昭和42年）10月3日に東京都中央区立久松小学校を会場に都情研の創立総会が開かれ¹⁹⁾、担任者の会から、初代会長、跡部欣二を中心とした都情研という組織に前進することとなる。

都情研の目的として、都情研刊行の『みちびき—情緒障害児研究—第4号』の会則に掲げられている「ねがい」を引用すると、

1. わたしたちは、情緒障害者の研究を深め、情緒障害教育の進展をねがうものがあります。
2. わたしたちは、情緒障害者ののぞましい教育措置をねがうものがあります。
3. わたしたちは、情緒障害者の福祉の増進をねがうものがあります。
4. わたしたちは、諸研究期間と連携を密にし、情緒障害の診断や医療等の促進をねがうものがあります。
5. わたしたちは、関係各界および各団体の運動にも、協力するものがあります。”

とされ、情緒障害児教育への取り組みとして、教育はもとより、福祉、医療との連携も視野に入れた活動を目指すものとされている。

3. 全国情緒障害児教育研究協議会の発足

1968（昭和43）年5月18日に東京都立教育会館において、都情研を中心とし情緒障害教育の全国組織の結成に関する準備会が開かれる。²⁰⁾ この準備会を創立総会に切り替えることが緊急動議として提案され、承認された。この創立総会において、「全国情緒障害教育研究会」（初代会長、跡部欣二）が創立された。第1回大会は昭和43年11月30日と12月1日の2日間、渋谷区立大向小学校において東京大会として開催された。²¹⁾

前述したとおり、親の会の発足は大阪が最初であったが、自閉症といわれていた子どもたちの治療にかかわっていた治療者たちの働きかけで、学校教育の場にその子どもたちが就学した後、担任した教師の不安や、指導の充実のために教師が組織的に取り組み始めたのは東京が最初であった。情緒障害教育が学校内で取り込まれるようになったきっかけは、自閉症といわれていた子どもたちの教育の場を保障することであると考えられる。文部省が1967年度（昭和42年度）に行った全国的な調査の中で「情緒障害」概念の中に、「自閉症」を含めたということが、自閉症と言われる子どもたちの教育の場を「情緒障害特殊学級」としたことは否めず、それ以後の情緒障害児教育の混乱をもたらしたきっかけとなっているといえるだろう。

4. 情緒障害特殊学級の成立

情緒障害児のための教育が制度上の位置づけにより始められたのは、前述した児童福祉法の改正により「情緒障害児短期治療施設」が開設されたことによって、入所児童の教育の場が必要になったことが発端である。教育サイドの要望からではなく、厚生省が進めた施策を元に、その必要性に迫られて開始されたとの解釈ができる。1963（昭和38）年には、岡山、静岡、大阪の各府県で情短施設に情緒障害教育のための特殊学級が設置され、翌年からその広がりを見せた。

一方、公立学校内における情緒障害特殊学級設置になると、1969（昭和44）年9月に開設された東京都杉並区立堀之内小学校の堀之内学級が最初ということができよう。²²⁾ この学級の開設に関しては、自閉症の親の会をはじめとする保護者や教師の関心の高まりを原動力としていることがうかがえる。それを反映して文部省でも積極的な取り組みがあったとされている。その後の情緒障害特殊学級の入級児童は自閉症児、あるいは自閉的な傾向を示す児童が多く、この点では情短施設が対象としていた情緒障害児とは性格が明らかに違うことがわかる。²³⁾

なぜ、自閉症の子どもたちを対象とした堀之内小学校の特殊学級を「情緒障害」の範疇に入れたかは、前述したとおり、昭和42年に文部省が実施した『児童生徒の心身障害に関する調査』の中に情緒障害（自閉症を含む）が含まれていたこと、文部省担当部局との話

し合いを反映していることなどがあげられるという。²⁴⁾

また、自閉症を「情緒障害」の範疇に入れたことについては、当時、自閉症の概念がはっきりとしていなかったことや、自閉症児の教育の場の確保が優先されたことが考えられる。

IV 「法令」及び「通達」にみる「情緒障害」概念の変遷

ここでは法令、通達に沿って情緒障害児の教育の歴史を概観する。

固定制の情緒障害特殊学級の法的位置づけは、学校教育法第75条第1項（※平成19年3月31日まで）に依拠する。同法75条第1項には知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの、のいずれかに該当する児童及び生徒のために特殊学級を置くことができることが明記されている。この項の中に、「情緒障害」という用語はみることができないが、「その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの」の中に情緒障害特殊学級設置の根拠が見出せる。

何故、特殊学級の設置区分の中で、他の障害よりも曖昧な表現がされているのであろうか。これは、前章でも述べた「情緒障害」概念の枠組みが曖昧なためだと想像できる。「情緒障害」概念が曖昧である限り、特殊学級の設置区分の中に明確位置づけることは困難であろう。

歴史的な始点から「情緒障害」特殊学級の制度的裏づけをたどると、1953年（昭和28年）6月に出されている『教育上特別な取扱いを要する児童生徒の判別基準について』（昭和28年6月8日文初特第303号文部事務次官通達）（以下、303号通達と呼ぶ）では「性格異常者」の項目があり、現在で言う「情緒障害」はこの中に含まれていたものと考えられる。しかし、「性格異常者」の教育的措置は、児童福祉法にゆだねるか、「普通学校」での教育について明記されているのみであり、特殊学級設置については明記されていない。

1962年（昭和37年）に行われた学校教育法及び同法施行令の一部改正により前述した303号通達は失効し、『学校教育法及び同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について』（昭和37年10月18日付け文初特第380号）（以下、380号通達と呼ぶ）が出された。この中では「性格異常者」の用語は「付」の中に残るのみとなった。参考にその個所を引用する。

“(2) 性格異常者のうち著しい反社会的行動傾向を示す者（反社会的行動が常習的となり、くり返し悪質な不良行為をなし、他の児童・生徒への悪影響がはなはだしいもの）は児童福祉法などによる措置にゆだねることが適当であり、また軽度の反社会的行動傾向または非社会的行動傾向を示すものは普通学級において留意して指導すること。”²⁵⁾

「反社会的行動」「非社会的行動」の概念の捉え方にもよるため、明言することはでき

ないが、現在でいう自閉症圏内の子どもたちが、適切な対応をされずに、環境要因による二次的障害を引き起こした結果を「反社会的行動」「非社会的行動」として捉えられていた可能性も否めない。また、ここでも、特殊学級における教育については明記されておらず、児童福祉法にゆだねるとされている。

次に養護学校の義務教育化を実施するための学校教育法施行令の改正に伴い1978年（昭和53年）に文部省初等中等教育局長宛てに出された、『軽度心身障害児に対する学校教育の在り方（報告）』、いわゆる『辻村報告』においては、『軽度心身障害児に対する学校教育のための具体的方策』の中に、初めて「第7 情緒障害者」という項が設けられている。その「教育措置基準」では次のように述べられている。

“自閉、登校拒否、習癖の異常などのため社会的適応性の乏しい者、いわゆる情緒障害者については、必要に応じて情緒障害者のための特殊学級（以下「情緒障害特殊学級」という。）を設けて教育するか又は通常の学級において、留意して指導すること。”²⁶⁾

この報告を受け出された1978年（昭和53年）『教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について』（昭和53年10月6日付け文初特第309号）、いわゆる『309号通達』では、

“情緒障害について

知的障害、病弱などに伴って情緒障害を有する者は、その障害の状態及び程度に応じて養護学校又は知的障害者若しくは病弱者のための特殊学級において教育すること。その他の情緒障害者は、その者のための特殊学級において教育するか又は通常の学級において留意して指導すること。”²⁷⁾

と明記され、情緒障害特殊学級の根拠が明記されるようになった。

V 結語

前述した東京都杉並区堀之内小学校における情緒障害特殊学級成立の歴史と「法令」及び「通達」にみる「情緒障害」概念の変遷をあわせて考えると、少なくとも309号通達が出される約10年前から教育現場では「情緒障害」に対する教育の場所がつけられ、実践が行われてきたのであるから、この事実を制度上追認し、裏づけを行ったという感もある。また、303号通達や380号通達にみられる「性格異常者」への対応から考えると、病院内学級、情緒障害児短期治療施設での情緒障害児への教育は、小・中学校の通常学級で対応しきれない子どもたちが措置され、その子どもたちの教育を保障するために登場してきたと位置づけられる。つまり、病院内、施設内で生活する子どもたちの教育を保障する意味で、設けられた教育の場であり、「性格異常者」又はいわゆる「問題児」として扱われてきた子どもたちが地域の小・中学校内で教育を受けることができるように情緒障害特殊学級における対応が始まったきっかけは、杉並区立堀之内小学校で始まった自閉症児を中心とし

た情緒障害特殊学級が初めてと位置づけることができるのである。

引用文献

- 1) 玉井収介・遠藤園子・行重和子（1974）「特殊教育と情緒障害—情緒障害教育に関する実態調査—」国立特殊教育総合研究所研究紀要，1，pp19-32.
- 2) 心身障害児教育財団編（1981）特殊教育三十年の歩み—戦後を支えた人と業績—。教育出版，p131.
- 3) 同上pp131-132.
- 4) 市川市立国府台小学校・市川市立第一中学校（編）（1991）開設二十五周年記念誌，市川市立国府台小学校・市川市立第一中学校，p16.
- 5) 文部省（1978）特殊教育百年史。東洋館出版。p487.
- 6) 同上pp485-486.
- 7) 同上p487.
- 8) 同上p486。表79「情緒障害特殊学級の学級数と増加状況」による。
- 9) 寺山千代子（1989）情緒障害学級の成立過程の比較研究—東京・大阪を中心として—国立特殊教育総合研究所研究紀要，16，pp27-35.
- 10) 東京都公立学校情緒障害児教育研究会及び全国情緒障害教育研究会初代会長
- 11) 寺山千代子（1989）情緒障害学級の成立過程の比較研究—東京・大阪を中心として—国立特殊教育総合研究所研究紀要，16，pp27-35.
- 12) 平井信義（1968）小児自閉症Childhood Autism. 日本小児医事出版社，p475。による。
- 13) 同上
- 14) 平井信義（1968）小児自閉症Childhood Autism. 日本小児医事出版社，p475。による。
- 15) 同上 p 476。による。
- 16) 同上 p 483。による。
- 17) 同上 p 488.
- 18) 同上 p 488。による。
- 19) 東京都公立学校情緒障害教育研究会（1967）「みちびき—情緒障害児研究—」（創刊号）による。
- 20) 東京都公立学校情緒障害教育研究会（1968）「みちびき—情緒障害児研究—」，3，p3。による。
- 21) 全国情緒障害教育研究会（1968）「ひこばえ 第1回研究協議会東京大会研究紀要」による。
- 22) 玉井収介・遠藤園子・行重和子（1974）「特殊教育と情緒障害—情緒障害教育に関する実態調査—」。国立特殊教育総合研究所研究紀要，1，pp19-32。及び，寺山千代子（1989）「情緒障害学級の成立過程の比較研究—東京・大阪を中心にして—」。国立特殊

教育総合研究所研究紀要, 16, pp27-35. の記述による。

- 23) 寺山千代子 (1989) 情緒障害学級の成立過程の比較研究—東京・大阪を中心として—
国立特殊教育総合研究所研究紀要, 16, pp27-35.
- 24) 全国情緒障害教育研究会 (1968) 「ひこぼえ 第10回研究協議会研究紀要」による。
- 25) 文部省 (1978) 特殊教育百年史. 東洋館出版. p582.
- 26) 特殊教育に関する研究調査会 (1978) 「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方 (報告)」
- 27) 1978年 (昭和53年) 10月6日付け文初特第309号 「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」